横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業補助金交付要綱

制定 平成20年６月６日 栄地振第348号
最近改正 令和３年３月31日 栄地振第1292号

（目的）

第１条　この要綱は、商店会等が参画して実施するイベント事業に対する補助金を交付することにより、地域とのふれあいや賑わいを創出し、魅力ある商店街づくり及び商店街の活性化を図ることを目的とする。

２　横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業（以下「イベント助成事業」という。）についての補助金の交付については、横浜市補助金等の交付に関する規則（平成17年11月横浜市規則第139号。以下「補助金規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（用語の定義）

第２条　この要綱における用語の定義は、補助金規則の例による。

２　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ各号に定めるところによる。

(1)「商店街」とは、小売業、飲食業、サービス業等が集積している地域をいう。

(2)「商店会等」とは、次に掲げる横浜市栄区内に存する団体とする。

ア 商店街振興組合法（昭和37年法律第141号）に基づき設立された商店街団体

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づき設立された商店街団体

ウ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に基づき設立された商店街団体及び前各号の商店街団体に準ずる任意の商店街団体

エ 市内全域の商店街団体等をもって組織する法人化された商店街連合組織

オ　横浜市栄区商店街連合会

カ　その他各号に該当しない団体で栄区長（以下「区長」）という。）が認めたもの

（補助事業者等の範囲）

第３条　この要綱における補助事業者等は、前条第２項第２号に掲げた商店会等とする。ただし、代表者が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号）第２条第６号に規定する暴力団員をいう。）に該当する場合は補助対象としない。

（補助事業等）

第４条　この要綱における補助事業等は、補助事業者等が参画して実施するイベントとする。

２　この要綱において、補助の対象となる期間は４月１日から翌年の３月31日までとする。ただし、開催期間が２か年度にわたる場合は、地方自治法施行令第143条第１項第４号により、当該事業が終了する日の属する年度の事業とみなす。

（補助金額）

第５条　この要綱に定める補助金の交付金額は、予算の範囲内とする。

（補助対象経費、補助率及び補助限度額）

第６条　この要綱において、補助対象経費、補助率および限度額は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 商店会等が実施するイベント助成事業に係る補助対象経費の内容及び補助要件は、別表１のとおりとする。ただし、国および県、その他の補助制度を併用する場合並びに補助対象経費に係る売上金が発生する場合は、当該金額を控除した額を補助対象経費とする。

(2) イベント助成事業実施に係る補助率は、補助対象経費の１／２とする。ただし、千円未満の端数が生じた場合は、千円未満の端数を切り捨てる。

(3) イベント助成事業実施に係る補助限度額は２５万円とする。ただし、２つ以上の商店会等が共同で実施するイベント事業及び横浜市栄区商店街連合会で実施するイベント事業のうち、区民全体を対象にしているものは５０万円とする。

（交付制限）

第７条　同一年度内に商店会等がこの要綱に定める補助金の交付を受けることができる回数は１回とする。

２　ただし、２つ以上の商店会等や、商店会等と自治会・町内会等が共同で実施する事業が補助対象となった場合に、その構成員である商店会等が、同じ年度内において前述の共同事業とは異なる内容の単独事業を計画し、補助金の交付申請をした場合、内容を審査し、適当と認められたときは、前項にかかわらず、両事業とも補助対象とすることができる。

（交付申請）

第８条　補助金規則第５条第１項の規定により区長が定める補助金交付申請書の提出期日は６月 30 日とする。ただし、区長が特に認めた場合は、その限りではない。

２　補助金規則第５条第１項の規定により補助金の交付を受けようとする者が提出する書類は、横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業補助金交付申請書（第１号様式）を用いなければならない。

３　補助金規則第５条第２項の規定により、前項申請書への添付書類は、次に定める様式を用いなければならない。

(1) 横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業概要書（第１号様式の２）

(2) 横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業収支予算書（第１号様式の３）

４　補助金規則第５条第２項第５号の規定により、区長が必要と認める補助金交付申請書への添付書類は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 商店会等の定款または規約

(2) 会員名簿または参加店名簿

５　補助金規則第５条第３項の規定により区長が補助金交付申請書への添付を省略させることができる書類は、補助金等の交付の申請時における補助金等の交付を受けようとする者の資産及び負債に関する事項を記載した書類とする。

６　第１項の規定により、補助金の交付を受けようとする補助事業者が、申請を行うにあたって、消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を申請書に添えて提出しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定通知）

第９条　補助金規則第６条第３項の規定による補助金を交付しない旨の決定通知は、横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業補助金不交付決定通知書（第３号様式）により行うものとする。

２　補助金規則第８条の規定による補助金交付決定通知書は、横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業補助金交付決定通知書（第２号様式）により行うものとする。

（交付の条件）

第 10 条　補助金規則第７条第４号の規定により区長が補助金の交付の目的を達成するために必要と認めて付する条件は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) この補助金は、横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業実施のために使用し、他の事業には流用してはならない。

(2) 事業完了後、速やかに事業実績報告書及び事業実績概要書を提出しなければならない。

(3) 交付金額は、事業実績報告書を審査した上で確定する。

(4) 虚偽その他不正な手続きで補助金の交付を受けたときには、全額または一部の返還を求めることがある。

(5) この補助金の使途について、必要があると認められるときは、調査し、または報告を求めることができる。

(6) 事業の実施に関しては、個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いには留意すること。

（申請の取下げの期日）

第11条　補助金規則第９条第１項の規定により区長が認める補助金交付申請の取下げの期日は、申請者が決定通知書の交付を受けた日の翌日から起算して10日以内の日とする。

（事業の変更または中止等）

第12条　商店会等は補助金対象事業内容の大幅な変更または中止使用とする場合は、横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業変更等承認申請書（第４号様式）を区長へ提出しなければならない。

２　区長は、前項の横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業変更等承認申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認められる場合は、横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業変更等承認通知書（第５号様式）を申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第13条　補助金規則第14条第１項の規定により補助事業者等が区長への報告に用いる書類は、次に定める様式を用いなければならない。

(1) 横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業実績報告書（第６号様式の１）

(2) 横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業実績概要書（第６号様式の２）

(3) 横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業収支報告書（第６号様式の３）

２　前項の規定により実績報告書類を区長へ提出するときは、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支を証明する領収書の写し

(2) 事業実施写真

３　前項第１号に規定する領収書のうち、補助事業等に係る支出で、１件の金額が100,000円未満のものに係るものについては、その提出を省略することができる。

４　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、第１項に規定する実績報告書を提出するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合には、これを補助金額から減額して報告するとともに、その計算方法や積算の内訳等を記載した書類を報告書に添えて提出しなければならない。

（補助金額の確定通知）

第14条　補助金規則第15条の規定による補助金確定の通知は、横浜市栄区商店街活性化イベント助成事業補助金交付確定通知書（第７号様式）により行うものとする。ただし、事業補助金交付確定額は、第９条で決定した事業補助金交付決定額を上回ることができない。

（補助金交付の請求）

第15条　補助金規則第18条第１項の規定による補助金の交付の請求は、横浜市栄区商店街活性化助成イベント事業補助金交付請求書（第８号様式）により行わなければならない。

（関係書類の保存期間）

第16条　補助金規則第26条の規定により市長が定める関係書類の保存期間は、５年とする。

（委任）

第17条　この要綱に定めるもののほか、この事業の補助金交付に関し必要な事項は、区長が定める。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第18条　消費税及び地方消費税を補助対象経費とする場合にあっては、補助事業者は、実績報告後に消費税の申告により当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、商店街活性化イベント助成事業における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（第11号様式）により、すみやかに区長に対して報告しなければならない

２　区長は、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

附　則

この要綱は、平成20年６月６日から施行する。

附　則

（施行期日）
この要綱は、平成 21 年６月 30 日から施行する。
（経過措置）
この要綱の一部改正の際、現に改正以前の規定により作成されている様式書類については、当分の間使用できるものとする。
附　則
この要綱は、平成 22 年５月７日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 23 年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 24 年５月 24 日から施行する。
附　則
この要綱は、平成 28 年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、令和２年４月 13 日から施行し、令和２年４月１日から適用する。
附　則
この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

別表１（第６条関係）補助対象経費

項　目	内　容	補　助　要　件
広告宣伝費	広告等作製費広告料	チラシ・ポスター、立て看板、横断幕等の作製、新聞折込の費用等
開催費	謝金	出演者に対する謝金・謝礼品購入費
	食糧費等	出演者・運営従事者の弁当及び飲料費 （ただし、酒類は対象外、弁当代は１人あたり２千円を限度とする。）
	会場設営費	会場等の設営費
	会場借上費	会場の借上げ費
	購入費	備品等購入費 （ただし、汎用性の高い機材・備品は対象外とする。）
	模擬店	機器レンタル料、食材等購入費、光熱水費等の経費 （区が出店を依頼または認めた模擬店で、来場者に無料で物品等を配布・提供する場合、または有料で販売・提供するが営利目的ではなく売上をイベント運営資金などに活用する場合に対象とする。）
	景品	景品の購入費 （イベントをＰＲするために不特定多数に無料配布するもの、イベントの出演者全員に配布する参加賞は対象とするが、福引・抽選会等に類する景品、カラオケ大会等の賞品は対象外とする。）
	使用料	機材等の使用料
	保険料	機材等の保険料、その他イベントに関する損害保険料
	委託費	イベントの運営、機材等の運搬、会場周辺の警備費 （すべて業者に委託する場合のみ対象）
	光熱費	ガス料金・電気料金
事務費	消耗品費	事務用品等消耗品購入費
	会議室借上費	事前打合せ等に係る会議室借上げ料

※上記経費に係る消費税及び地方消費税も対象とする。ただし、消費税及び地方消費税の申告により仕入税額控除を受ける場合には、当該仕入控除税額は除く。

※補助対象経費となる食糧費と飲料費の合計額は、５万円未満かつ総事業費の 10％を超えないものとする。